

アルー株式会社

証券コード：7043

alue

第19期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2022年3月29日（火曜日）
午前10時（受付開始 午前9時30分）

場所

東京都千代田区九段北一丁目13-5
ヒューリック九段ビル2階
本社 カンファレンスルーム

議決権行使期限

2022年3月28日（月曜日）
午後6時まで

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年の株主総会へのご出席はお控えいただき、同封の議決権行使書用紙による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

目次

第19期定時株主総会招集ご通知	1
[添付書類]	
事業報告	3
連結計算書類	21
計算書類	24
監査報告書	27
株主総会参考書類	32
(会社提案)	
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役4名選任の件	
第4号議案 監査役3名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
(株主提案)	
第6号議案 2018年に株式公開した際の公募価格1370円にて、自己の株式を取得、あるいは、経営陣による株式の公開買い付けを行い、上場廃止をすることを提案します。	
第7号議案 定款に一部変更の件（社員の専門性を明確化し、配属部署を決定する規程の制定）	
第8号議案 定款の一部変更の件（取締役のSNSの禁止）	
第9号議案 株主総会の議長を代表取締役社長から池田取締役に変更を提案します	

証券コード 7043
2022年3月14日

株主各位

東京都千代田区九段北一丁目13番5号

アルー株式会社

代表取締役社長 落合文四郎

第19期 定時株主総会 招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年3月28日（月曜日）午後6時までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2022年3月29日（火曜日）午前10時（受付開始 午前9時30分）
2. 場 所 東京都千代田区九段北一丁目13番5号 ヒューリック九段ビル2階
本社カンファレンスルーム
3. 目的事項
報告事項
 1. 第19期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2021年1月1日から2021年12月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

（会社提案）

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役4名選任の件 |
| 第4号議案 | 監査役3名選任の件 |
| 第5号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |

(株主提案)

第6号議案

2018年に株式公開した際の公募価格1370円にて、自己の株式を取得、あるいは、経営陣による株式の公開買い付けを行い、上場廃止をすることを提案します。

第7号議案

定款に一部変更の件（社員の専門性を明確化し、配属部署を決定する規程の制定）

第8号議案

定款の一部変更の件（取締役のSNSの禁止）

第9号議案

株主総会の議長を代表取締役社長から池田取締役に変更を提案します

株主提案（第6号議案から第9号議案まで）に係る議案の要領は、後記「株主総会参考書類」に記載の通りであります。

以上

~~~~~  
◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席の方へのお土産のご用意はございません。予めご了承ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては法令及び定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.alue.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には掲載しておりません。

◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.alue.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告  
〔2021年1月1日から〕  
〔2021年12月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的な拡大が依然として続く中、国内では感染症拡大防止への継続的な取り組みや、ワクチンの追加接種が促進されたことに伴い、景気持ち直しの動きが見られるようになりました。一方で、足元では変異株の感染者が急速に増加しており、いまなお先行きは不透明な状況にあります。

当社グループの属する人材育成業界においては、多くの企業において在宅・テレワークが導入され、またその環境が定着してきたことで、オンラインでの研修実施やeラーニングの利用が学びのスタンダードへとシフトしてきております。

このような環境の中、当社グループでは、通常より行っている法人向け教育における教室型研修の実施に注力しながら、オンライン化されたグローバル人材育成の研修の実施等の研修テーマの拡充やeラーニングコンテンツの拡大に継続的に取り組み、「夢が溢れる世界のために、人のあらゆる可能性を切り拓きます。- all the possibilities -」というMissionのもと、新しい働き方に合わせた人材育成のデジタルトランスフォーメーション(DX)を推進してまいりました。

なお、当社グループは、人材育成事業の単一の報告セグメントであります。経営成績の概況についてはセグメントに代えてサービス別に記載しております。

1. 法人向け教育

<教室型研修>

教室型研修の当連結会計年度における売上高は、新型コロナウイルス感染症の影響からテレワークに代表される新しい働き方が急速に浸透し、研修のオンライン移行やeラーニングの導入が進むことで順調に推移しました。

以上の結果、教室型研修の売上高は、1,824,429千円(前連結会計年度比30.9%増)となりました。

<グローバル人材育成>

海外派遣型研修やビジネス英会話サービスの「ALUGO」を提供しているグローバル人材育成の当連結会計年度における売上高は、渡航制限による影響から一時的な落ち込みが見られたものの、教室型研修と同様にオンライン移行による研修体制の変化を好材料に

大きく売上を伸ばしました。

以上の結果、グローバル人材育成の売上高は、253,099千円(前連結会計年度比81.1%増)となりました。

上記のとおり、法人向け教育は前連結会計年度において新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けていたものの、当連結会計年度はアフターコロナに向けて新しい体制への移行が進みつつあります。

## 2. etudes

<etudes>

クラウド型eラーニングシステム「etudes」の当連結会計年度における売上高は、法人向け教育と同様に新型コロナウイルス感染症の拡がりによる新しい働き方の浸透が、人材育成のデジタルトランスフォーメーション(DX)を促し、eラーニング等の受講状況の管理や、効果測定等が可能なラーニングマネジメントシステム(LMS)への注目度が増したことで拡大傾向にあります。

以上の結果、etudesの売上高は、217,244千円(前連結会計年度比2.9%増)となりました。

## 3. その他

<海外教室型研修>

当社の海外子会社が現地法人向けに提供している海外教室型研修の当連結会計年度における売上高は、新型コロナウイルス感染症が蔓延する以前と比較し、渡航制限や現地での移動制限の影響を大きく受けたものの、オンライン移行による研修体制の変化が下支えする形となり、回復傾向にあります。

以上の結果、海外教室型研修の売上高は、101,461千円(前連結会計年度比36.0%増)となりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は、2,396,234千円(前連結会計年度比31.7%増)と前連結会計年度に比べ576,608千円の増加となりました。

当連結会計年度における売上原価は、eラーニングやetudesの事業拡大に伴う人件費やサーバー等に係る費用の増加があった一方、オンラインでの研修実施の拡大により、納品に伴う旅費交通費や、教材のデジタル化による印刷外注費の減少等により全体的な原価率の低減がありました。当連結会計年度における原価率の低下は、人材育成のオンライン化に伴う低減効果が大きいと認識しており今後も継続するものと考えております。

販売費及び一般管理費においては、海外拠点の組織体制の見直しによる固定費の減少や、継続的なテレワークの推進により、オフィス内備品や書類の低減による消耗品費の低下や、通勤費及び営業目的での旅費交通費の抑制が活動費用の低減につながりました。

これらの結果、当社グループの当連結会計年度における営業利益は278,358千円と前連結会計年度に比べ497,108千円の増加、経常利益は280,173千円と前連結会計年度に比べ497,108千円の増加、親会社株主に帰属する当期純利益は、183,288千円と前連結会計年度に比べ374,753千円の増加となりました。

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、56,445千円(無形固定資産を含む)となりました。主な内訳は、eラーニング用研修動画コンテンツ制作となります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達につきましては、記載すべき重要な事項はありません。

#### (4) 財産及び損益の状況

| 項目 \ 期別                                      | 第16期<br>(2018年12月期) | 第17期<br>(2019年12月期) | 第18期<br>(2020年12月期) | 第19期<br>(2021年12月期) |
|----------------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 売上高                                          | 2,305,307千円         | 2,509,933千円         | 1,819,626千円         | 2,396,234千円         |
| 経常利益又は<br>経常損失 (△)                           | 152,981千円           | 160,808千円           | △216,934千円          | 280,173千円           |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は親会社株主に帰属する<br>当期純損失 (△) | 95,980千円            | 115,728千円           | △191,464千円          | 183,288千円           |
| 1株当たり<br>当期純利益又は当期純損失 (△)                    | 43.92円              | 45.68円              | △75.94円             | 72.59円              |
| 総資産                                          | 1,415,711千円         | 1,283,814千円         | 1,945,584千円         | 2,017,716千円         |
| 純資産                                          | 998,719千円           | 1,055,125千円         | 844,345千円           | 1,037,723千円         |
| 1株当たり純資産                                     | 390.98円             | 419.07円             | 334.58円             | 410.24円             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は当期純損失は期中平均株式数により、1株当たり純資産は期末発行済株式数により算出しております。
2. 当社は2018年9月11日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っておりますが、第16期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産及び1株当たり当期純利益又は当期純損失を算定しております。

#### (5) 重要な親会社及び子会社の状況

##### a. 親会社の状況

該当事項はありません。

##### b. 子会社の状況

| 名称                                 | 出資比率  | 主要な事業内容 |
|------------------------------------|-------|---------|
| 艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司 (中国)              | 100%  | 人材育成事業  |
| Alue India Private Limited (インド)   | 100%  | 人材育成事業  |
| ALUE SINGAPORE PTE. LTD. (シンガポール)  | 100%  | 人材育成事業  |
| ALUE PHILIPPINES INC. (フィリピン)      | 100%  | 人材育成事業  |
| ALUE TRAINING CENTER, INC. (フィリピン) | 40.0% | 人材育成事業  |

- (注) ALUE TRAINING CENTER, INC.は、当社の出資比率は40.0%であります。支配力基準の適用により連結子会社としております。

## (6) 対処すべき課題

当社は、「夢が溢れる世界のために、人のあらゆる可能性を切り拓きます。- all the possibilities -」というMissionに基づき、様々な業界、企業で活躍する人材を人材育成事業によって支援しております。

多くの企業において人材育成の必要性は認知されており、市場規模は安定的ではあるものの、投資対効果が見えづらいために、大きく成長する市場ではありませんでした。しかし、労働人口の長期的な減少を背景とした、労働生産性向上のニーズの高まりや、AI技術の革新による人の付加価値向上ニーズによって人材育成業界への期待は高まっています。この期待に応えるには『育成の成果』を明らかにし、より大きな投資に見合うサービスであるという認知の獲得が必要と考えております。

また、新型コロナウイルス感染症（COV I D - 1 9）が世界的に蔓延し、その影響が継続する中、対面を要しないオンラインでの研修やeラーニングへの需要が拡大し、市場規模はより大きくなっていくものと認識しております。

そのような状況下で、オンライン研修からeラーニング、LMS(ラーニングマネジメントシステム)を総合的に提供する当社デジタル教材の拡大は、今後の事業成長や企業価値の向上にとって大変重要な課題であると認めております。

以上のことから対策として以下の施策を実施してまいります。

### 1. 新規顧客獲得の強化

当社は、国内の大企業法人が主要な顧客層であり、個別最適化されたソリューションを提供しながら顧客単価の向上を図ることで、事業の成長拡大を継続してまいりました。この取組みは継続するかたわら、今後は新規の顧客を獲得することによる事業規模の拡大に注力してまいります。

具体的には、営業の機能分化を進め、効率化・戦力スピードを向上されることを目的とした営業組織の拡充に伴う人員採用活動の強化や、新規顧客の開拓量を増やすことを目的としたマーケティングツールの導入や販売促進活動への積極的な投資を図ることで、新規顧客獲得を強化し、事業の成長に取り組んでまいります。

### 2. etudes事業への投資及びeラーニングへの投資

当社のクラウド型eラーニングシステム「etudes」は、eラーニングの視聴からeラーニング等の受講状況の管理や、効果測定等が総合的に可能なラーニングマネジメントシステ



ム(LMS)となっております。今後当社の成長を実現するためには、この「etudes」システムの機能開発や性能強化がより重要となっております。そのため、当社は次世代の「etudes」の開発に取り組み、UI/UXの向上の実現に取り組んでまいります。

また、当事業年度でも行ってまいりましたeラーニングコンテンツの開発を継続し、階層教育に適した体系的なコンテンツ群の開発及び提供を行うことで、既存顧客へのクロスセルを促進することに取り組んでまいります。

以上の取組みをとおり、プラットフォームの強化、コンテンツの強化が図られ、販売促進活動を強化することで、etudes事業の成長拡大に邁進してまいります。

### 3. 育成成果施策

当社は投資対効果を明らかにする育成の成果の可視化だけでなく、育成の成果を最大化するために、蓄積された測定データを活用し、顧客企業ごとに最適化されたサービス提供が必要と考えてまいりました。

そのために当社は、顧客ニーズに沿ったカスタマイズが必須であると考え、カスタマイズチームを持ち、蓄積されたノウハウやデータを活用して、顧客企業の課題を解決する育成ソリューションを今後も提供してまいります。

研修後、職場において受講生が自分の力で経験から学習し、成長を続ける力である自己成長力を高めることを目的としたWEBサービスの「自己成長力支援サービス」や、研修後の行動実践を促して振り返りによる改善を支援し、受講生・運営管理者にとっての「手軽さ」を追求したWEBサービスである「アクションプラン実践支援サービス」など、顧客企業ごとに個別最適化された育成ソリューションを通し、育成の成果の最大化を実現するためにソリューションに対する研究開発活動を継続してまいります。

### 4. 内部管理体制の強化とコーポレート・ガバナンスの充実

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上のため、内部管理体制の充実が不可欠であると認識しており、役職員のコンプライアンス意識の向上、当社連結子会社並びに各事業の取引態様に即した内部管理体制を構築するなど、コーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでまいります。

今後は、上記に加え、情報セキュリティ関連システムを中心にデータを安全で効率的に管理する体制の強化をさらに進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(7) 主要な事業内容

法人顧客の従業員に対する、「人材育成事業」を行っております。

(8) 主要な営業所（2021年12月31日現在）

| 名称                                | 所在地                       |
|-----------------------------------|---------------------------|
| 本社                                | 東京都千代田区九段北一丁目13番5号        |
| 関西支社                              | 大阪府大阪市北区中之島二丁目3番18号       |
| 名古屋支社                             | 名古屋市中区錦二丁目19番1号           |
| 艾陸企業管理諮詢(上海)有限公司（中国）              | 中華人民共和国上海市                |
| Alue India Private Limited（インド）   | Gurugram Haryana India    |
| ALUE SINGAPORE PTE. LTD.（シンガポール）  | NORTH BRIDGE RD Singapore |
| ALUE PHILIPPINES INC.（フィリピン）      | Makati City Philippines   |
| ALUE TRAINING CENTER, INC.（フィリピン） | Makati City Philippines   |

(9) 従業員の状況（2021年12月31日現在）

| 期末従業員数 | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 160名   | 3名減         |

(注) 上記従業員数には、使用人兼取締役及び臨時雇用者数（パートタイマー及び派遣社員）は含まれておりません。

(10) 主要な借入先（2021年12月31日現在）

| 借入先          | 借入金残高     |
|--------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行    | 247,202千円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 221,685千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 130,000千円 |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 68,200千円  |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項（2021年12月31日現在）

### 株式の状況

- |             |      |            |
|-------------|------|------------|
| a. 発行可能株式総数 | 普通株式 | 8,000,000株 |
| b. 発行済株式の総数 | 普通株式 | 2,554,400株 |
| c. 株主数      |      | 1,018名     |
| d. 大株主      |      |            |

| 株主名                                           | 持株数      | 持株比率   |
|-----------------------------------------------|----------|--------|
| 落合文四郎                                         | 802,000株 | 31.7 % |
| 株式会社フォーティシクスアーズ                               | 442,200株 | 17.5 % |
| 池田祐輔                                          | 91,300株  | 3.6 %  |
| 新井友行                                          | 85,100株  | 3.4 %  |
| アルー社員持株会                                      | 74,032株  | 2.9 %  |
| J Pモルガン証券株式会社                                 | 72,300株  | 2.9 %  |
| BNY GCM CLIENT ACCOUNT<br>JPRD AC ISG (FE-AC) | 68,700株  | 2.7 %  |
| 稲村大悟                                          | 64,800株  | 2.6 %  |
| 田淵紀滋                                          | 38,000株  | 1.5 %  |
| 平野幸子                                          | 32,122株  | 1.3 %  |

- (注) 1. 当社は自己株式24,844株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
 3. 小数点第1位未満を四捨五入して表示しております。

### e. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況

|               | 株式数    | 交付対象者数 |
|---------------|--------|--------|
| 取締役（社外取締役を除く） | 2,300株 | 2名     |

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等の総額」に記載しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日において、当社役員及び従業員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 新株予約権の名称           | 第5回新株予約権                       | 第6回新株予約権                       |
|--------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 発行決議日              | 2016年12月22日                    | 2017年12月19日                    |
| 新株予約権の対象者          | 当社の取締役及び従業員                    | 当社の取締役及び従業員                    |
| 新株予約権の数            | 481個                           | 134個                           |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 | 当社普通株式 48,100株                 | 当社普通株式 13,400株                 |
| 新株予約権の払込金額         | 無償                             | 無償                             |
| 権利行使時1株当たりの行使金額    | 500円                           | 500円                           |
| 権利行使期間             | 2018年12月23日から<br>2026年12月22日まで | 2019年12月20日から<br>2026年12月22日まで |
| 新株予約権の行使の条件        | (注1)                           | (注1)                           |
| 役員の保有状況            | 対象者                            | 取締役(注2)                        |
|                    | 新株予約権の数                        | 420個                           |
|                    | 保有者数                           | 1人                             |

(注) 1. 行使の条件は以下のとおりです。

- ①対象者が、権利行使時においても当社及び当社子会社の取締役、監査役又は従業員の地位にあることを要する。
  - ②前号のほか、権利行使の条件については新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で個別に締結した新株予約権割当契約に定めるところによる。
2. 社外取締役及び監査役は新株予約権を保有していません。
3. 当社は2018年9月11日付で普通株式1株につき普通株式100株とする株式分割を行っており、上記記載の「新株予約権の目的となる株式の種類と数」、「権利行使時1株当たりの行使金額」は調整後の内容となっております。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項

##### (1) 取締役及び監査役の状況（2021年12月31日現在）

| 地位      | 氏名    | 担当及び重要な兼職の状況                                                                       |
|---------|-------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長 | 落合文四郎 |                                                                                    |
| 取締役     | 池田祐輔  | 執行役員 社長室管掌社長室長                                                                     |
| 取締役     | 稲村大悟  | 執行役員 コーポレート管掌コーポレート部長                                                              |
| 取締役     | 西立野竜史 | 株式会社NEUTRON 代表取締役社長<br>株式会社メタシフト 代表取締役社長                                           |
| 監査役     | 神沢學   |                                                                                    |
| 監査役     | 富永治   | 公認会計士富永治事務所 所長                                                                     |
| 監査役     | 和田健吾  | 株式会社エイ・アイ・パートナーズ 代表取締役<br>エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所 代表<br>株式会社じげん 監査役<br>クラウドエース株式会社 監査役 |

- (注) 1. 取締役西立野竜史は、社外取締役であります。  
 2. 監査役神沢學、富永治及び和田健吾は、社外監査役であります。  
 3. 当社は取締役西立野竜史、監査役神沢學、富永治及び和田健吾を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
 4. 監査役神沢學は、上場企業において、長年の経理経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役富永治は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。和田健吾は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。  
 5. 当社では、業務執行をより機動的に行い、経営効率の向上を図るために執行役員制度を導入しております。上記の取締役兼執行役員を除く執行役員は1名で高木康平です。

##### (2) 責任限定契約に関する事項

当社は社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を損害賠償責任の限度としております。

##### (3) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

a. 被保険者の範囲

当社の取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員

b. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。ただし、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害は補填の対象外とする等の免責事由があります。保険料は、全ての被保険者について、当社が全額負担しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額

a. 当事業年度に係る報酬等の総額

| 役員区分             | 報酬等の総額<br>(千円)     | 報酬等の種類別の総額 (千円)    |              |              | 対象となる<br>役員の員数<br>(名) |
|------------------|--------------------|--------------------|--------------|--------------|-----------------------|
|                  |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等      | 非金銭報酬等       |                       |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 69,055<br>(4,800)  | 57,631<br>(4,800)  | 9,200<br>(-) | 2,224<br>(-) | 4<br>(1)              |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 14,658<br>(14,658) | 14,658<br>(14,658) | -<br>(-)     | -<br>(-)     | 3<br>(3)              |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 83,713<br>(19,458) | 72,289<br>(19,458) | 9,200<br>(-) | 2,224<br>(-) | 7<br>(4)              |

- (注) 1. 非金銭報酬等の内容は当社の譲渡制限付株式であり、割当ての際の条件等は「b. 役員報酬の額の決定に関する方針及びその算定方法」のとおりであります。また、当事業年度における交付状況は、「2. 会社の株式に関する事項 e. 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
2. 取締役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の定時株主総会において、年額100,000千円以内(うち社外取締役分20,000千円以内)と決議されております。また、金銭報酬とは別枠で、2020年3月27日開催の定時株主総会において、株式報酬の額として年額10,000千円以内、株式数の上限を14,500株以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、4名(うち、社外取締役は1名)です。
3. 監査役の報酬限度額は、2017年3月29日開催の定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名(うち、社外監査役は3名)です。
4. 業績連動報酬等につきましては、当社事業の成果が測りやすく、透明性や客観性があることから単年度の連結営業利益を評価指標として設定しております。業績連動報酬等の額は、別途定めた報酬テーブルにより当連結会計年度の単年度連結営業利益の4%を上限原資とし、個人別の額につ

いては各取締役に対する評価に基づき決定しております。当連結会計年度の営業利益の金額については、連結損益計算書に記載のとおりです。

- 取締役会は、代表取締役社長に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰し、各取締役の職務分掌や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。

## b. 役員報酬の額の決定に関する方針及びその算定方法

### (役員報酬等に関する基本方針)

当社の役員報酬については、事業を成長させる優秀な経営人材を確保できる報酬水準であること、役員が成果創出にコミットメントする動機づけを高める報酬体系であること、報酬の決定プロセスは客観的で透明性の高いものとするを基本方針としております。

### (社内取締役の報酬等の算定方法及び決定に関する方針)

当社の社内取締役の報酬の算定方法及び決定に関する方針は、基本方針を基に外部のデータベースサービスをもとに国内の同業種や同規模企業の役員報酬水準をベンチマークとしたうえで、別途定める報酬テーブルに準じて決定した金銭を基本報酬として、同様に譲渡制限付株式を長期のインセンティブとして、報酬テーブルに個々の成果に応じた評価を反映した金銭を業績連動報酬として支給することとしております。業績連動報酬については、当社事業の成果が測りやすく、透明性や客観性があることから単年度の連結営業利益を評価指標として設定しております。

報酬構成のイメージは以下のとおりです。

|           | 支給方法    | 業績連動指標    |
|-----------|---------|-----------|
| 基本報酬      | 金銭      | —         |
| 業績連動報酬    | 金銭      | 単年度連結営業利益 |
| 譲渡制限付株式報酬 | 譲渡制限付株式 | —         |

報酬の決定に関しては、上記方針により算定される金額について取締役会より代表取締役社長落合文四郎に一任され、監査役会の意見を踏まえたうえ決定されることとしております。

### (社外取締役の報酬)

独立性を確保する観点から、業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は導入せず、基本報酬のみとし、代表取締役社長落合文四郎に一任され、監査役会の意見を踏まえたうえ決定されることとしております。

(監査役の報酬)

取締役の監督にあたる役割であり、その職務に鑑みて業績連動報酬及び譲渡制限付株式報酬は導入せず、基本報酬のみとし、監査役会において協議のうえ決定されるものとしております。

(5) 社外役員に関する事項

a. 重要な兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名    | 兼職先                           | 兼職内容      | 当社との関係       |
|-----|-------|-------------------------------|-----------|--------------|
| 取締役 | 西立野竜史 | 株式会社 N E U T R O N            | 代表取締役社長   | 特別の関係はありません。 |
|     |       | 株式会社 メ タ シ フ ト                | 代表取締役社長   |              |
| 監査役 | 富永 治  | 公認会計士富永治事務所                   | 所 長       | 特別の関係はありません。 |
| 監査役 | 和田 健吾 | 株式会社エイ・アイ・パートナーズ              | 代 表 取 締 役 | 特別の関係はありません。 |
|     |       | エイ・アイ・パートナーズ<br>税 務 会 計 事 務 所 | 代 表       |              |
|     |       | 株 式 会 社 じ げ ん                 | 監 査 役     |              |
|     |       | ク ラ ウ ド エ ー ス 株 式 会 社         | 監 査 役     |              |

b. 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 主な活動状況                                                                                             |
|-----|-------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 西立野竜史 | 当事業年度中に開催された取締役会19回のうち全て出席し、主に出身分野である戦略コンサルティングファームを通じて培ったコンサルタントとしての経験と経営に関する幅広い知見から適宜発言を行っております。 |
| 監査役 | 神沢 學  | 当事業年度中に開催された取締役会19回のうち全て、監査役会23回のうち全て出席し、主に上場企業における長年の経理、監査の経験と専門的知見から適宜発言を行っております。                |
| 監査役 | 富永 治  | 当事業年度中に開催された取締役会19回のうち全て、監査役会23回のうち全て出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。                 |
| 監査役 | 和田 健吾 | 当事業年度中に開催された取締役会19回のうち全て、監査役会23回のうち全て出席し、主に公認会計士及び税理士として培ってきた豊富な経験と専門的知見から適宜発言を行っております。            |



## 5. 会計監査人に関する事項

### 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 報酬等の額

|                                     | 報酬等の額    |
|-------------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額              |          |
| イ. 公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額          | 23,300千円 |
| ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額     | －千円      |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 23,300千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、イ. の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

#### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

### (1) 業務の適正を確保するための体制

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a. 取締役及び使用人が法令や社会的規範を遵守し、事業活動を遂行するための行動規範として、「リスク・コンプライアンス規程」を定め、法令遵守の徹底を図る。
  - b. 法令及び定款等の遵守体制の確立、維持、向上のための活動を推進する「リスク・コ

- ンプライアンス等管理委員会」を設置する。
- c. 取締役及び使用人に対して継続的なコンプライアンス教育を実施するほか、社内イントラネットへ規程やマニュアル等を掲示し、遵守すべき法令及び定款等の周知徹底、コンプライアンス体制の整備、充実を図る。
  - d. 内部通報制度を整備し、取締役及び使用人が報告、相談できる内部通報窓口を社内及び社外に設置し、法令違反及び不正行為等を早期に把握、改善し、再発防止に取り組む。
  - e. 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づき、当社及び子会社における業務遂行及びコンプライアンスの遵守状況を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
  - f. 反社会的勢力への対応について、方針及び規程を定め、警察、弁護士等の外部専門機関と連携し、反社会的勢力との一切の関係を遮断するための組織体制を確保する。
  - g. 財務報告の信頼性を確保するために、内部統制体制を整備するとともに、継続的にその有効性を評価し、維持、改善を行う。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
    - a. 取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報は、法令及び当社の「文書管理規程」、「情報セキュリティ規程」等に基づき、文書又は電子媒体に記録し、保存及び廃棄する。
    - b. 文書、情報の管理責任部署は、社内規程の定めるところとし、取締役及び監査役は、これらの情報、文書を常時閲覧できる。
  3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
    - a. リスクマネジメント体制の確立・維持・向上のため、「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク・コンプライアンス等管理委員会を設置する。
    - b. リスク・コンプライアンス等管理委員会は、全社的なリスクを統括的に管理し、想定されるリスクの特定、評価を行い、対策を講じるリスク及び対応部署を決定し、組織的対応を推進する。
    - c. 緊急事態が発生した場合は、「リスク・コンプライアンス規程」に基づき、対策本部を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、損害の拡大を防止する体制を整備する。
    - d. 内部監査部門は、当社及び子会社におけるリスク管理体制を監査し、監査結果を代表取締役社長に報告する。
  4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
    - a. 原則として、月1回取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、

- 法令及び定款並びに「取締役会規程」に定められた重要事項の意思決定を行う。
- b. 取締役は、取締役会において定めた中期経営計画、単年度予算、重要事項に基づき、適正かつ効率的に職務執行を行い、進捗状況を取締役会へ報告する。
  - c. 取締役会における意思決定を迅速に行うために、取締役及び取締役会で選任された執行役員は、取締役会において決定した方針に基づき、経営に関する重要な事項について、事前に十分な検討を行う。
  - d. 「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」等を定め、職務執行の範囲及び責任権限を明確にする。
5. 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. 総合的な事業の発展を図るために、「関係会社管理規程」において、関係会社に関する管理上の基本事項を定め、管理を行うとともに、状況に応じて、取締役及び監査役を派遣し、経営状況の把握、業務の適正を推進する。
  - b. 子会社を統括する所管部門を設置し、経営目標を達成できるよう管理指導を行い、一定の職務執行については、「関係会社管理規程」に基づき、当社の承認又は報告を行う体制とする。
  - c. 子会社は、所管部門の指導の下、職務執行を適正かつ効率的に行える体制を整備する。
  - d. 監査役及び内部監査部門は、子会社の監査を実施し、適宜改善指導等を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項
- a. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、代表取締役社長は、監査役の指揮、監督の下、職務を執行する専任の補助使用人を選任する。
  - b. 監査役の補助使用人の人事異動・人事評価・懲戒処分は、監査役の承認を要する。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
- a. 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令及び規程に定められた事項の他、監査役からの要請に応じて報告及び情報提供を行う。
  - b. 監査役は、取締役会、経営会議の他、重要な会議への出席、稟議書等の業務執行に関する重要な文書の閲覧により、職務の執行状況の把握及び報告を受けるとし、適宜監査役会へ報告する。
  - c. 監査役への報告、相談を行ったことを理由として、当社及び子会社の取締役並びに使用人に対して、不利益な取扱いがされないことを徹底する。

## 8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査役は、原則として月1回監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催し、監査役相互の情報共有、協議を行う。
- b. 監査役は、代表取締役社長と定期的な意見交換を行うとともに、会計監査人、内部監査部門と相互に緊密な連携及び情報交換を行い、監査の有効性及び効率性の確保を図る。
- c. 監査役が職務の執行に係る費用の前払い又は償還等の請求をした時は、当該請求に係る費用又は監査役の職務の執行に必要なではないことが明らかな場合を除き、当社が負担する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記に掲げた業務の適正を確保するための体制を整備しておりますが、当事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）において、その基本方針に基づき以下の具体的な取組みを行っております。

1. 主な会議の開催状況として、取締役会は19回開催され、取締役の職務遂行の適法性を確保し、取締役の職務遂行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が全てに出席いたしました。その他、監査役会は23回、リスク・コンプライアンス等委員会は5回開催いたしました。
2. 監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査担当、会計監査人との間で意見交換会を実施し、情報交換等の連携を図っております。
3. 内部監査担当は、内部監査活動計画に基づき、当社の各部門の業務執行及び業務の監査、財務報告に係る内部統制の評価を実施いたしました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり7円の配当を予定しております。なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として行うことができる旨を定款に定めておりますが、期末配当の年1回を基本方針としております。

8. 会社の支配に関する基本方針  
特筆する事項はありません。

---

本事業報告に記載の金額及び株式数並びに比率は、表示単位未満を切捨てております。

連結貸借対照表  
(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部            |                  |
|------------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,783,806</b> | <b>流 動 負 債</b>     | <b>579,505</b>   |
| 現金及び預金                 | 1,327,514        | 買掛金                | 35,130           |
| 売掛金                    | 408,881          | 1年内返済予定の長期借入金      | 269,476          |
| その他                    | 47,410           | 未払金                | 53,972           |
|                        |                  | 未払費用               | 39,055           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>233,910</b>   | 未払法人税等             | 66,399           |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>30,764</b>    | 前受金                | 17,408           |
| 建物附属設備                 | 39,684           | 役員賞与引当金            | 9,200            |
| 減価償却累計額                | △15,619          | その他                | 88,862           |
| 建物附属設備(純額)             | 24,065           | <b>固 定 負 債</b>     | <b>400,488</b>   |
| その他                    | 41,993           | 長期借入金              | 397,611          |
| 減価償却累計額                | △35,293          | その他                | 2,877            |
| その他(純額)                | 6,699            | <b>負 債 合 計</b>     | <b>979,993</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>79,864</b>    | 純 資 産 の 部          |                  |
| ソフトウェア                 | 14,699           | <b>株 主 資 本</b>     | <b>1,014,204</b> |
| のれん                    | 16,650           | 資本金                | 365,280          |
| その他                    | 48,514           | 資本剰余金              | 345,280          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>123,281</b>   | 利益剰余金              | 329,153          |
| 差入保証金                  | 57,783           | 自己株式               | △25,509          |
| 繰延税金資産                 | 54,092           | <b>その他の包括利益累計額</b> | <b>23,518</b>    |
| その他                    | 11,404           | 為替換算調整勘定           | 23,518           |
|                        |                  | <b>純 資 産 合 計</b>   | <b>1,037,723</b> |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>2,017,716</b> | <b>負債及び純資産合計</b>   | <b>2,017,716</b> |

## 連結損益計算書

〔2021年1月1日から  
2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

| 科 目                           | 金 額    |           |
|-------------------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                         |        | 2,396,234 |
| 売 上 原 価                       |        | 894,734   |
| 売 上 総 利 益                     |        | 1,501,500 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費           |        | 1,223,141 |
| 営 業 利 益                       |        | 278,358   |
| 営 業 外 収 益                     |        |           |
| 受 取 利 息                       | 39     |           |
| 為 替 差 益                       | 5,214  |           |
| 助 成 金 収 入                     | 1,155  |           |
| そ の 他                         | 716    | 7,126     |
| 営 業 外 費 用                     |        |           |
| 支 払 利 息                       | 5,311  | 5,311     |
| 経 常 利 益                       |        | 280,173   |
| 税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益         |        | 280,173   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税         | 56,353 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額                 | 40,530 | 96,884    |
| 当 期 純 利 益                     |        | 183,288   |
| 親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益 |        | 183,288   |

## 連結株主資本等変動計算書

〔2021年1月1日から〕  
〔2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

|                                | 株 主 資 本 |           |           |         |            | その他の包括利益累計額  |                       | 純資産合計     |
|--------------------------------|---------|-----------|-----------|---------|------------|--------------|-----------------------|-----------|
|                                | 資本金     | 資本<br>剰余金 | 利益<br>剰余金 | 自己株式    | 株主資本<br>合計 | 為替換算<br>調整勘定 | その他の<br>包括利益<br>累計額合計 |           |
| 2021年1月1日残高                    | 365,280 | 345,280   | 147,012   | △31,595 | 825,978    | 18,366       | 18,366                | 844,345   |
| 連結会計年度中の変動額                    |         |           |           |         |            |              |                       |           |
| 剰余金の配当                         |         |           |           |         | —          |              |                       | —         |
| 親会社株主に帰属<br>する当期純利益            |         |           | 183,288   |         | 183,288    |              |                       | 183,288   |
| 自己株式の取得                        |         |           |           | △75     | △75        |              |                       | △75       |
| 自己株式の処分                        |         | △1,148    |           | 6,160   | 5,012      |              |                       | 5,012     |
| 自己株式処分差損の振替                    |         | 1,148     | △1,148    |         | —          |              |                       | —         |
| 株主資本以外の項目の連結<br>会計年度中の変動額 (純額) |         |           |           |         | —          | 5,151        | 5,151                 | 5,151     |
| 連結会計年度中の変動額合計                  | —       | —         | 182,140   | 6,085   | 188,226    | 5,151        | 5,151                 | 193,377   |
| 2021年12月31日残高                  | 365,280 | 345,280   | 329,153   | △25,509 | 1,014,204  | 23,518       | 23,518                | 1,037,723 |



貸借対照表  
(2021年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部                |                  | 負 債 の 部                  |                  |
|------------------------|------------------|--------------------------|------------------|
| 科 目                    | 金 額              | 科 目                      | 金 額              |
| <b>流 動 資 産</b>         | <b>1,671,644</b> | <b>流 動 負 債</b>           | <b>556,462</b>   |
| 現金及び預金                 | 1,238,091        | 買掛金                      | 35,130           |
| 売掛金                    | 395,038          | 1年内返済予定の長期借入金            | 269,476          |
| 前払費用                   | 25,610           | 未払金                      | 51,725           |
| 関係会社短期貸付金              | 7,999            | 未払費用                     | 34,601           |
| その他                    | 4,903            | 未払法人税等                   | 66,399           |
| <b>固 定 資 産</b>         | <b>321,703</b>   | 前受金                      | 5,049            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b>     | <b>25,774</b>    | 預り金                      | 12,619           |
| 建物附属設備                 | 34,518           | 役員賞与引当金                  | 9,200            |
| 減価償却累計額                | △12,517          | その他                      | 72,261           |
| 建物附属設備(純額)             | 22,001           | <b>固 定 負 債</b>           | <b>399,643</b>   |
| 工具、器具及び備品              | 22,850           | 長期借入金                    | 397,611          |
| 減価償却累計額                | △19,077          | その他                      | 2,032            |
| 工具、器具及び備品(純額)          | 3,772            | <b>負 債 合 計</b>           | <b>956,106</b>   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b>     | <b>72,749</b>    | 純 資 産 の 部                |                  |
| ソフトウェア                 | 14,699           | <b>株 主 資 本</b>           | <b>1,037,241</b> |
| のれん                    | 16,650           | 資本金                      | 365,280          |
| その他                    | 41,400           | 資本剰余金                    | 345,280          |
| <b>投 資 そ の 他 の 資 産</b> | <b>223,179</b>   | 資本準備金                    | 345,280          |
| 関係会社株式                 | 101,895          | 利益剰余金                    | 352,190          |
| 出資金                    | 50               | その他利益剰余金                 | 352,190          |
| 関係会社長期貸付金              | 3,333            | 繰越利益剰余金                  | 352,190          |
| 長期前払費用                 | 3,354            | 自己株式                     | △25,509          |
| 差入保証金                  | 52,452           | <b>純 資 産 合 計</b>         | <b>1,037,241</b> |
| 繰延税金資産                 | 54,092           | <b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b> | <b>1,993,347</b> |
| その他                    | 8,000            |                          |                  |
| <b>資 産 合 計</b>         | <b>1,993,347</b> |                          |                  |

損益計算書  
〔2021年1月1日から  
2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額    |           |
|-----------------------|--------|-----------|
| 売 上 高                 |        | 2,294,773 |
| 売 上 原 価               |        | 906,594   |
| 売 上 総 利 益             |        | 1,388,178 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |        | 1,098,049 |
| 営 業 利 益               |        | 290,129   |
| 営 業 外 収 益             |        |           |
| 受 取 利 息               | 217    |           |
| 為 替 差 益               | 3,026  |           |
| 助 成 金 収 入             | 743    |           |
| そ の 他                 | 514    | 4,501     |
| 営 業 外 費 用             |        |           |
| 支 払 利 息               | 5,318  | 5,318     |
| 経 常 利 益               |        | 289,312   |
| 特 別 損 失               |        |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 7,471  | 7,471     |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |        | 281,840   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 54,244 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 39,689 | 93,933    |
| 当 期 純 利 益             |        | 187,906   |

## 株主資本等変動計算書

〔2021年1月1日から〕  
〔2021年12月31日まで〕

(単位：千円)

|               | 株 主 資 本 |           |                 |               |                 |         |           | 純資産合計     |             |
|---------------|---------|-----------|-----------------|---------------|-----------------|---------|-----------|-----------|-------------|
|               | 資 本 金   | 資 本 剰 余 金 |                 |               | 利 益 剰 余 金       |         | 自 己 株 式   |           | 株 主 資 本 合 計 |
|               |         | 資 本 準 備 金 | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 資 本 剰 余 金 合 計 | そ の 他 利 益 剰 余 金 |         |           |           |             |
|               |         |           |                 |               | 繰 越 利 益 剰 余 金   |         |           |           |             |
| 2021年1月1日残高   | 365,280 | 345,280   | —               | 345,280       | 165,431         | △31,595 | 844,397   | 844,397   |             |
| 事業年度中の変動額     |         |           |                 |               |                 |         |           |           |             |
| 剰余金の配当        |         |           |                 |               |                 |         | —         | —         |             |
| 当期純利益         |         |           |                 |               | 187,906         |         | 187,906   | 187,906   |             |
| 自己株式の取得       |         |           |                 |               |                 | △75     | △75       | △75       |             |
| 自己株式の処分       |         |           | △1,148          | △1,148        |                 | 6,160   | 5,012     | 5,012     |             |
| 自己株式処分差損の振替   |         |           | 1,148           | 1,148         | △1,148          |         | —         | —         |             |
| 事業年度中の変動額合計   | —       | —         | —               | —             | 186,758         | 6,085   | 192,844   | 192,844   |             |
| 2021年12月31日残高 | 365,280 | 345,280   | —               | 345,280       | 352,190         | △25,509 | 1,037,241 | 1,037,241 |             |

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月3日

アルー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治  
業務執行役員  
指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓  
業務執行役員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アルー株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アルー株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 独立監査人の監査報告書

2022年3月3日

アルー株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小出 健治  
業務執行役員  
指定有限責任社員 公認会計士 前田 啓  
業務執行役員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アルー株式会社の2021年1月1日から2021年12月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、毎月開催の監査役会において、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、監査役間で意見交換を行うほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準及び監査役会規程に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、インターネット等を經由した手段も活用しながら、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
- ① 取締役会その他重要な会議にオンライン形式等で出席し意思決定の過程及び内容を確認し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、随時質問及び意見を述べました。又重要な会議議事録及び稟議書類等の決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から関する企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部監査室その他使用人等からその構築・運用について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人から監査計画の説明を受け、協議を行うとともに、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、有限責任あずさ監査法人と協議を行なうとともに、その監査の実施の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行については指摘すべき事項はなく、その整備・運用についても継続的な改善が図られているものと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書並びに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。なお、会計監査人の職務が適正に実施されていることを確保するための体制については、指摘すべき事項はありません。

2022年3月5日

ア ル ー 株 式 会 社 監 査 役 会

|           |   |   |   |     |
|-----------|---|---|---|-----|
| 常 勤 監 査 役 | 神 | 沢 | 學 | 印   |
| 監 査 役     | 富 | 永 | 治 | 印   |
| 監 査 役     | 和 | 田 | 健 | 吾 印 |

以上



## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第5号議案まで）>

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保の充実を図りつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。かかる基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

- (1) 配当財産の種類  
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金7円 総額17,706,892円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年3月30日（水）

#### 第2号議案 定款一部変更の件

当社定款を以下のとおり変更したいと存じます。

##### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但し書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するため規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記は新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

##### 2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりです。

(下線は変更部分を示します)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> <p>&lt; 新 設 &gt;</p> | <p>&lt; 削 除 &gt;</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> <p>(附則)</p> <p>1 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> |

### 第3号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。  
 取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号    | 氏名                         | 生年月日           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |                             | 所有株式数               |
|----------|----------------------------|----------------|--------------------|-----------------------------|---------------------|
| 1        | おちあいぶんしろう<br>落合文四郎         | 1977年<br>3月22日 | 2001年4月            | (株)ボストン・コンサルティング・グループ<br>入社 | 1,244,200株<br>(注) 2 |
|          |                            |                | 2003年10月           | 当社設立 代表取締役社長（現任）            |                     |
| 2        | いけだゆうすけ<br>池田祐輔            | 1978年<br>6月25日 | 2001年4月            | A.T.カーニー(株) 入社              | 91,300株             |
|          |                            |                | 2003年10月           | 当社設立 取締役                    |                     |
|          |                            |                | 2006年8月            | (株)ファーストキャリア 社外取締役          |                     |
|          |                            |                | 2009年7月            | 取締役 教育研修事業部長                |                     |
|          |                            |                | 2011年7月            | 取締役 商品開発部長                  |                     |
|          |                            |                | 2013年4月            | 取締役<br>インストラクショナルデザイン部長     |                     |
|          |                            |                | 2014年4月            | 取締役 新規事業開発企画室長              |                     |
|          |                            |                | 2016年1月            | 取締役 執行役員 商品開発部長             |                     |
|          |                            |                | 2017年1月            | 取締役 執行役員<br>商品開発管掌・納品管掌     |                     |
|          |                            |                | 2018年1月            | 取締役 執行役員 教育研修事業管掌           |                     |
|          |                            |                | 2019年1月            | 取締役 執行役員 商品開発管掌             |                     |
| 2020年11月 | 取締役 執行役員 社長室管掌<br>社長室長（現任） |                |                    |                             |                     |

| 候補者番号 | 氏名                 | 生年月日           | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況 |                                                      | 所有株式数   |
|-------|--------------------|----------------|--------------------|------------------------------------------------------|---------|
| 3     | いなむらだいご<br>稲村大悟    | 1977年<br>5月26日 | 2002年10月           | 朝日監査法人 入所<br>(現 有限責任 あずさ監査法人)                        | 64,800株 |
|       |                    |                | 2006年7月            | 公認会計士登録                                              |         |
|       |                    |                | 2006年8月            | 当社入社 コーポレート部マネージャー                                   |         |
|       |                    |                | 2012年7月            | 中国企画室長 (兼務)                                          |         |
|       |                    |                | 2013年7月            | コーポレート部長                                             |         |
|       |                    |                | 2015年7月            | 執行役員 コーポレート部長                                        |         |
|       |                    |                | 2016年10月           | 取締役 執行役員 コーポレート部長                                    |         |
|       |                    |                | 2017年1月            | 取締役 執行役員 海外事業開発管掌、<br>コーポレート管掌                       |         |
|       |                    |                | 2018年1月            | 取締役 執行役員 コーポレート管掌<br>コーポレート部長 (現任)                   |         |
| 4     | にしたでのりゅうじ<br>西立野竜史 | 1974年<br>10月8日 | 2001年4月            | (株)ボストン・コンサルティング・グループ<br>入社                          | 一株      |
|       |                    |                | 2006年10月           | ベインキャピタル・プライベート・エクイ<br>ティ・アジア・LLC 入社                 |         |
|       |                    |                | 2008年5月            | TPGキャピタル(株) 入社                                       |         |
|       |                    |                | 2010年1月            | アクソンホールディングス(株)<br>(現 (株)NEUTRON )設立<br>代表取締役社長 (現任) |         |
|       |                    |                | 2010年11月           | イオン(株) 顧問                                            |         |
|       |                    |                | 2013年4月            | (学)東京理科大学<br>理事長特別補佐・特任教授                            |         |
|       |                    |                | 2017年7月            | 当社 社外取締役 (現任)                                        |         |
|       |                    |                | 2021年9月            | (株)メタシフト 代表取締役社長 (現任)                                |         |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 落合文四郎氏の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社フォーティ  
ーシクスが所有する株式数を含んでおります。
3. 落合文四郎氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。
4. 西立野竜史氏は社外取締役候補者であります。また、当社が定める独立性基準を  
満たしており、出身分野である戦略コンサルティングファームを通じて培った  
コンサルタントとしての経験と経営に関する幅広い知見を有していることから、  
社外取締役として職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

5. 西立野竜史氏は現在当社の社外取締役であります。在任期間は、本総会終結の時をもって4年8か月となります。
6. 当社は西立野竜史氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は西立野竜史氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を損害賠償責任の限度としており、同氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
8. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、各候補者は引き続き当該保険契約の被保険者となります。
  - (1) 補填の対象となる保険事故の概要  
被保険者である役員が、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。
  - (2) 被保険者の実質的な保険料負担割合  
全額会社負担としております。

#### 第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。  
 なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。  
 監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名               | 生年月日            | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |                                               | 所有株式数 |
|-------|------------------|-----------------|-----------------|-----------------------------------------------|-------|
| 1     | あらはたよしみつ<br>荒幡義光 | 1954年<br>12月28日 | 1978年4月         | (株)第一勸業銀行 入行<br>(現 株式会社みずほ銀行)                 | 一株    |
|       |                  |                 | 1997年6月         | 同行 香港支店副支店長                                   |       |
|       |                  |                 | 2003年9月         | (株)みずほコーポレート銀行ロスアンゼルス支店長<br>兼 加州みずほコーポレート銀行頭取 |       |
|       |                  |                 | 2006年3月         | 同行 執行役員 営業第十一部長                               |       |
|       |                  |                 | 2008年6月         | 新電元工業(株)取締役執行役員（経理・総務・内部監査 管掌）                |       |
|       |                  |                 | 2014年6月         | 同社 取締役常務執行役員（経理・内部監査・情報システム 管掌）               |       |
|       |                  |                 | 2016年4月         | ニッポンレンタカーサービス(株) 特別顧問                         |       |
|       |                  |                 | 2016年9月         | 同社 社長執行役員                                     |       |
|       |                  |                 | 2017年3月         | 同社 代表取締役社長執行役員                                |       |
| 2     | とみながおさむ<br>富永治   | 1969年<br>11月15日 | 1999年10月        | 朝日監査法人 入所<br>(現 有限責任 あずさ監査法人)                 | 一株    |
|       |                  |                 | 2003年3月         | 公認会計士 登録                                      |       |
|       |                  |                 | 2005年1月         | GCA(株) 入社                                     |       |
|       |                  |                 | 2010年5月         | 公認会計士富永治事務所 設立 所長(現任)                         |       |
|       |                  |                 | 2017年7月         | 当社 監査役(現任)                                    |       |

| 候補者番号 | 氏名            | 生年月日            | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |                                           | 所有株式数 |
|-------|---------------|-----------------|-----------------|-------------------------------------------|-------|
| 3     | わだけんご<br>和田健吾 | 1977年<br>10月28日 | 2000年10月        | 朝日監査法人 入所<br>(現 有限責任 あずさ監査法人)             | 一株    |
|       |               |                 | 2004年4月         | 公認会計士 登録                                  |       |
|       |               |                 | 2006年2月         | GCA(株) 入社                                 |       |
|       |               |                 | 2015年2月         | (株)エイ・アイ・パートナーズ設立<br>代表取締役(現任)            |       |
|       |               |                 | 2016年6月         | 税理士 登録<br>エイ・アイ・パートナーズ税務会計事務所<br>設立代表(現任) |       |
|       |               |                 | 2017年6月         | (株)じげん 監査役(現任)                            |       |
|       |               |                 | 2017年7月         | 当社 監査役(現任)                                |       |
|       |               |                 | 2018年2月         | クラウドエース(株) 監査役(現任)                        |       |

- (注) 1. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 荒幡義光氏、富永治氏、和田健吾氏は、社外監査役候補者であります。
3. 荒幡義光氏は、金融機関及び上場企業において、長年の経験があり、コーポレートガバナンス及び財務並びに会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
4. 富永治氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、監査役在任期間は本総会終結の時をもって4年8か月になります。
5. 和田健吾氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有することから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。なお、同氏は現在当社の社外監査役であり、監査役在任期間は本総会終結の時をもって4年8か月になります。
6. 当社は富永治氏、和田健吾氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏が再任された場合は、引き続き両氏を独立役員とする予定であります。また、荒幡義光氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、同氏を独立役員とする予定であります。
7. 当社は富永治氏及び和田健吾氏と会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償限度額は、同法第425条第1項で定める額を損害賠償責任の限度としており、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。また、荒幡義光氏の選任が承認された場合は、当社は同氏との間で上記同様の責任限定契約を締結する予定です。

8. 当社は、取締役、監査役、執行役員及び管理職・監督者の地位にある従業員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。各候補者の選任が承認された場合は、荒幡義光氏は新たに、富永治氏、和田健吾氏については引き続き当該保険契約の被保険者となります。

(1) 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員が、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を、当該保険契約により補填することとしております。

(2) 被保険者の実質的な保険料負担割合

全額会社負担としております。



## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

2021年3月26日開催の第18期定時株主総会において補欠監査役に選任された野口敏彦氏の選任の効力は本総会の開始の時までとされておりますので、法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、予め補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名              | 生年月日          | 略歴、地位及び重要な兼職の状況 |                                              | 所有株式数 |
|-----------------|---------------|-----------------|----------------------------------------------|-------|
| のぐちとしひこ<br>野口敏彦 | 1981年<br>7月2日 | 2006年10月        | 柳田野村法律事務所 入所<br>(現 柳田国際法律事務所)                | 一株    |
|                 |               | 2012年10月        | (株)大和証券グループ本社 出向<br>(~2015年10月。以降、柳田国際法律事務所) |       |
|                 |               | 2017年2月         | 中島・宮本・溝口法律事務所<br>入所 (現職)                     |       |

(注) 1. 候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

2. 野口敏彦氏は補欠の社外監査役候補者であります。

3. 野口敏彦氏が社外監査役として就任した場合、東京証券取引所に定める独立役員として届出を行う予定であります。

4. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役との責任限定契約について

(1) 社外監査役候補者の選任理由

野口敏彦氏を社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての豊富な経験と法務全般に関する専門的な知見を有しており、その専門的な知見を活かし、当社の社外監査役として職務を適切に遂行できるものと判断したためであります。なお、野口敏彦氏は、社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

(2) 社外監査役との責任限定契約について

野口敏彦氏が社外監査役に就任した場合、当社は同氏との間で責任限定契約を締結する予定であります。その契約内容の概要は、次のとおりであります。

- ・会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について、善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

5. 当社は監査役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である監査役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。当該保険は2022年12月に更新する予定であります。なお、野口敏彦氏が監査役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者の範囲に含まれることとなります。

## ＜株主提案（第6号議案から第9号議案まで）＞

第6号議案から第9号議案までは、株主様1名（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

議案の件名、提案内容につきましては、本提案株主から提出された株主提案書の原文のまま記載しております。

**第6号議案 2018年に株式公開した際の公募価格1370円にて、自己の株式を取得、あるいは、経営陣による株式の公開買い付けを行い、上場廃止をすることを提案します。**

### （1）提案内容

貴社は、2018年に上場して以来、公募価格を割り込み、売上成長も市場成長よりも鈍い状況です。そのような状況の中、落合代表取締役と池田取締役は、現状に真摯に向き合わず、私的なことを大事にされていると思われるからです。両取締役ともに毎週四千字以上のnoteを更新しており、そのnoteの社員や友人などしか反応がなく、その反応数も1投稿あたり数回まで逡巡しております。内容自体も事業と直接関係なく、売上也株価も低迷している経営者の経営理論と取締役の上場ゴールまで成功談です。就業時間外に書いていると回答を頂いておりますが、池田取締役は就業時間中にソーシャルゲームや友人のツイートに対して反応しており、就業時間に集中せず就業時間外でnoteを更新されているとなると、事業に割かれるべき経営資源である経営陣の時間を無駄にしているとしか思えません。そのため業績も競合他社あるいは市場と比較して停滞する中私的なことを優先していることについて、この一年間IR通じて指摘しておりますが、改善の傾向がみられません。もしかしたら両取締役は上場時に現状の株価より高い公募価格で自分の持分を大量に売却でき一定の資産を築くことができたので事業成長や株価など気になされないのかもしれませんが。

今後も事業に集中しないで私的なnoteや他のことをしたいのであれば、MBOで私的な会社に戻るほうがよろしいのではないのでしょうか。会社側としても上場維持に係る直接的な費用及び間接費用も掛からなく、年間1千万単位以上で節約できると思います。一方、投資家としても私的なことをに時間を費やし上場ゴールとみられてもおかしくない経営陣が運営している会社に投資しなくて済みます。

これらの理由で、会社及び投資家にとってもメリットがある、MBOによる上場廃止を提案します。

## (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社は、株式上場を行うことで個人企業からパブリックカンパニーへと転身することにより、より充実した資金調達や知名度の向上、それによる優秀な人材の確保等の多大なる恩恵を受けております。また、大企業向け教育事業を推進するうえでも、上場企業として継続性・透明性が担保されていることは、顧客からの信頼獲得において大いにプラスであると考えております。そのため、現時点では、今後の当社の発展や事業継続のためにも、上場廃止は適切ではないと判断いたします。

本議案につきましては、「自己株式の取得」以外の事項は株主総会決議事項ではないものの、当該事項につきましては、いわゆる勧告的決議に係る議題・議案として採り上げるものであります。

(なお、本株主提案の提案理由において、当社取締役が就業時間中にSNS等に反応しているとの記載がありますが、これは、移動中、休憩中など業務に支障が生じない時間に行っているものであります。)

## 第7号議案 定款に一部変更の件（社員の専門性を明確化し、配属部署を決定する規程の制定）

### (1) 提案内容

貴社のIR広報担当と対話しておりますが、下記に記載する理由からIR広報能力が不足しており、不適格であると感じております。現状、貴社には適正な人材配置ができていないのではと危惧しております。そのため、社員の専門性を明確化し、配属部署を決定する規程を制定することにより、適材適所の人員配置を実現することにより、会社運営の効率化が図れると思えます。

IR担当者が不適格であるという理由においては、3つほどあります。まず、自社HPの管理ができていない、SNS等の専門性がない、株主対応が疎かである点であります。

まず、ホームページに関しては、2021年度中に私から指摘し変更してもらった事項として、IRの問い合わせフォームの改善の件、IRカレンダーが上場時から変わっていなかった件、10月最終週までに11月上旬のオンラインセミナーについての更新がされていなかった件などがあります。2021年度末時点において、指摘している事項で変更していない点としては下記のとおりです。決算発表後に「株主からのよくある問い合わせ」として、決算後に受けた質問を投資家及びIR担当者の二度手間を省くために開示すること。御社の「alue insight」の最新号及び事例が更新された場合、HPのトップのニュースにて告知できるリン

クを作ること。これらの件は、外部費用発生せずに行われることなのですが、1年間以上放置されており、つぎに、SNSについては、HPの情報と比較してfacebookの自社アカウントの更新される、されない事項の選別も不明確であります。また、経営陣のSNSの現状を容認している点もSNSなど運用などの専門性がない人物だと思われ、特に、経営陣のSNSについては、提案1でも言及しておりますが、落合代表取締役は毎週4千字以上の日本語それに付随した英訳のnoteと池田取締役の毎週2回同じく4千字以上のnoteを更新しているにもかかわらず、フォロワーも1年間ほぼ増えず、「いいね」も10以下、池田取締役はtwitterアカウントでは、フォローしている数のほうがフォロワーの数よりも多く、就業時間中にゲームや友人のツイートに反応しています。多くの企業がマーケティング活動としてSNSの活用を行い、その運用の仕方を会社内で精査されている中、御社は、代表取締役と取締役の私的にはわかりませんが、公的な立場からするとマイナスになっています。この状況の中においても、経営陣に対して意見を言えないのは専門性がないからだと思われ、もし公的な立場として両取締役が外部に発信したいのであれば、IR担当者にSNS特化した広告会社の利用も促しましたが、この1年間の経営陣のSNSの惨状を見る限り何もされておりません。広報IRの担当者が、自らの専門能力なく、他への協力も仰げない方と理解しました。最後の株主対応に関しては、私もIR担当者の時間を無駄にしたくないので、問い合わせフォームおよびメールで問い合わせしていましたが、2週間以上放置されることも多く、その確認のために電話連絡すると、居留守を使いその後謝罪もなく何も無いようかのおうように返信してくるという人物です。社員教育をしている会社で、社会人不適格な人間が投資家の窓口として、良いのでしょうか。

上記の理由から、この担当者が広報IRに不適格であり、御社は人員配置において明確化された規程がないために、人材の配置に失敗していると判断しております。そのため、既定の制定を提案します。

## (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社は、現時点において適切な人材配置を行っておりますし、また、今後も時代や業界の変化等に適応して、人材の配置状況の見直しや再配置などを行ってまいり所存であり、定款上に、人材配置に関する規程を制定する旨の定めを置くことは適切ではないと判断いたします。

## 第8号議案 定款の一部変更の件(取締役のSNSの禁止)

### (1) 提案内容

落合社長も池田取締役も、noteを含むSNSを行っているために、自分自身の会社の現状を棚において、教育者としての立場、若者の応援する立場など自分自身の見え方を意識してしまい、それを発信するために会社の貴重な資源を使っております。落合代表取締役に至っては、事業成長を強く願う熱血な経営者とみられるのがかっこ悪いと感じているのか、内容を見る限り貴社の成長の上で必要不可欠な人材をSNS上で募集した際にも、そのタイトルが「ゆる募」としか投稿できていないのです。必要な人材を募集するのに「ゆる募」は採用される側にも失礼であるし、アジアにあるという大きなビジョンがあり今後更なる成長していく会社の社長として熱意が感じられないと指摘したところ、SNSの関係上「ゆる募」などで濁さざるを得ないという意味不明な回答がありました。SNSが両取締役において明らかに悪影響を及ぼし、貴社の成長を阻害する要因になっていると思われまます。

これらの理由でnoteを含めた取締役のSNSの投稿の禁止を定款に明記することを提案します。

## (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

当社取締役は、当社の認知度向上及び広報活動の一環としてSNSの活用に取り組んでおります。これは、当社取締役はSNS上でのつながりを有している人数が多いため、取締役個人としての発信力を期待した取り組みです。具体的には、優秀な講師の開拓や人材の確保、ビジネス上のパートナーとの関係性強化等の例があります。SNSを通じて、案件につながった例も複数あります。

また、SNSの活用には、他の業務に支障を与えるほど金銭的・時間的コストが発生していませんし、今後も、認知度向上や広報目的でのSNS発信を行ってまいります。

そのため、当社は、当社取締役によるSNS活用を禁止する規定を定款上に定めることは適切ではないと判断いたします。

## 第9号議案 株主総会の議長を代表取締役社長から池田取締役に変更を提案します

### (1) 提案内容

新卒採用ページの落合社長代表取締役社長の動画を見ると、社長がカメラ目線で話さなく、顔をいじったり、挙動不審に見えます。私の知り合いにも確認してもらいましたが、同じような意見を多くいただいております。社員教育をしている上場会社の代表取締役社長が、自信がなく挙動不審に見えるのは致命的であると思います。株主総会は年1回株主と取締役の会議です。この新卒採用ページの動画みたいに挙動不審の態度で司会進行をされてしまったら、初めて参加する株主にも不安を与えかねないからです。もし、議長として司会進行を行いたいのであれば、人前やオンラインセミナーで不特定多数の方に話すプロの貴社セミナー講師陣から、話し方を教わることを提案します。また、株主に不安を与えないためにも。新卒採用ページの動画の撮り直しをしてください。

### (2) 取締役会の意見

取締役会は、以下の理由により本議案に反対いたします。

取締役会としては、代表取締役である落合文四郎が株主総会の議長として適格であると判断しております。代表取締役落合文四郎は、当社定款の規定により株主総会の議長を務めておりますが、株主総会の議事運営につきましては、法令に則り適切にこれを行うとともに、株主の皆様からご意見、ご質問をいただけるよう議案の審議時間を確保し、適切な回答、説明に努めてきております。

そのため、株主総会の議長を代表取締役社長から池田祐輔取締役に変更することは不要であると判断いたします。

以上



## 株主総会会場ご案内図

### ■会場

東京都千代田区九段北一丁目13番5号  
ヒューリック九段ビル2階 本社カンファレンスルーム  
電話 (03) 6268-9791

### ■交通のご案内

- 東京メトロ東西線「九段下駅」  
7番出口より 徒歩0分
- 東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線「九段下駅」  
3b出口より 徒歩2分

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本年の株主総会へのご出席はお控えいただき、同封の議決権行使書用紙による議決権行使を行っていただきますようお願い申し上げます。

